

## 2 避難所内での感染防止対策

避難所内においては、ウィルス・感染予防の環境を整えるとともに、避難者や避難所運営スタッフが感染しない行動を取ることで、感染させない気配りをするにどこか重要である。

### (1) 衛生管理・感染防止

市	① 避難所運営スタッフとして市職員が配置されている場合。 ア 次に示す「市民の行動」について、率先して行動するとともに、状況に応じた指示や協力を求める。 イ 定期的なアナウンスによる呼びかけや、チラシを配布または掲示する。	
	② 感染性废弃物を廃棄する場合、医療废弃物専門業者と協議するなど、指定避難所内での衛生管理や感染防止の方法について避難所運営マニュアルに明記し、市民への周知を徹底する。 【指定避難所内での衛生管理と感染防止策】 ① 換気の実施 ア 可能な限り定期的（1時間間に1回10分程度）に換気を行う。 イ 窓を開け、窓の方向に扇風機を向けて空気を循環させる。 ② 消毒（清掃）の実施 出入口やトイレ等のドアノブ、洗面所、居住スペース、床などの共用部分のほか、物品等も頻繁に消毒（清掃）する。 ③ 手指消毒液の設置 出入口、トイレ、洗面所などに複数設置する。 ④ 手指消毒液の活用や手洗いの励行、咳工ヶ切ットなどの徹底 チラシの掲示や配布、定期的なアナウンスを行う。 ⑤ 感染性废弃物は、医療废弃物を扱う専門業者による廃棄が必要であり、事前に市が取り決めた手順に従う。 ⑥ ゴミの処理 ア 足踏み式やひたがてできるゴミ箱などを利用する。 イ 使用済みマスク等、全て密閉して廃棄する。	
市民	⑦ 避難所運営スタッフの安全対策 ア 本部や相談窓口などに飛沫防止ビニールシートを設置する。 イ マスク、使い捨て手袋、フェイスシールドなどを着用する。 ウ 基本的な対策等について、事前に訓練して理解する。 【指定避難所に持参したいもの】 ① 普段家庭内にある衛生用品 マスク、石けん、体温計、タオル、ティッシュ、ウェットティッシュ、スリッパ（上履き）、ゴミ袋、靴などを入れる大きめのビニール袋など ② その他、各家庭で持参したい衛生用品 アルコール消毒液、フェイスシールド、使い捨て手袋、汚物用ボリ袋・凝固剤など 【飛沫感染対策】 ア 向かい合わせではなく背を向けて座る。 イ 横並びで座る。 ウ 向かい合っての会話や大声を出すことは控える。	

### (2) 健康管理

市	① ア 次に示す「市民の行動」について、率先して行動するとともに、状況に応じた指示や協力を求める。 イ 定期的なアナウンスによる呼びかけやチラシを配布または掲示する。
	② 健康チェック表の整備【別紙様式15、16】 ① 健康チェック表の運用 ア 避難所運営スタッフの体温、手指消毒のほか問診票【別紙様式16】により、健康状態を確認する。 イ 避難者には体温と手指消毒のほか、問診票により健康状態（基礎疾患の有無を含め）を確認する。 ウ 避難所運営スタッフの健康状態を確認し、必要に応じて体温と問診を実施する。 高齢者や基礎疾患のある方は、体調悪化や重症化するリスクが高いため、工日に二度の健康状態の確認を徹底する。 (基礎疾患等の個人情報を取扱いには十分留意する。)
市民	② 避難所運営スタッフへの報告、申し出 ア 体調不良時の申し出【別紙様式17】 ● 軽い腹痛症状（微熱・咳）が続いている。 ● 強いたるさ（倦怠感）がある。 ● 息苦しさ（呼吸困難）がある。 ● 普段の生活では感じない身体の不調がある。 イ 定期的なアナウンスによる呼びかけ

### 3 物資、資材等

市	物資、資材等の必要数を把握し、可能な限り確保することとともに、準備状況をリスト化する。
	① 基本的な感染防止対策用 ・消毒液（除菌、清掃用） ・手指消毒液 ・マスク ・石けん、ハンドソープ ・防疫シート ・飛沫防止ビニールシート ② 避難者等健康管理用 ・電子体温計 （非接触型体温計は、外気の影響を受けやすい） ・血圧計 ・換気用大型扇風機 ③ 避難所運営スタッフ防護用 ・使い捨て手袋、フェイスシールド、 ・防護服 ④ 避難スペース確保用 ・間仕切り板ポール ・ダンボールシート ・屋内避難生活用テント
市民	① 指定避難場所（公民館） 市の整備を参考に、地区・地域で感染予防の物資や資材等を整備 ② 個人対応 家にごどまる場合、他に避難する場合、それぞれ【別紙様式15】の物品を整備

#### 4 体調不良の避難者への対応

避難施設内で発熱や咳などの体調を崩す避難者が出了した場合について、事前にその際の対応を整備しておく。

市	① 平時に医療機関に対し、発熱、咳等の症状が出了した避難者の対応方法を確認し、必要に応じて医師の診察や相談が受けられるよう、協力体制を構築する。
	② 発熱者等が出た場合は、症状等を医師に連絡し、必要に応じて診察を受けさせる。発熱者等の処遇は、医師の判断に従う。
	③ ウイルス感染の疑いがある者が発生した場合に備え、中北保健所との連絡体制を整備する。
市民	また、当該者に係る隔離方法や世話をする職員等の防護体制のほか、その他の避難者に係る対応方法等を保健所に協議する。
	① 避難所運営スタッフとして市職員が配置されているない場合（突発性災害）
	ア 災害対策本部にその旨を伝え、指示を受ける。 イ 災害対策本部に連絡できない場合は、しばらく避難所内で対応する。

#### 5 感染者が発生した場合の対応

万が一感染者が発生した場合について、事前にその際の対応策を整備しておく。

市	① 軽症の場合であっても、避難所での滞在は適正ではないため、中北保健所と事前に協議し、別の避難先、移送方法、移送する際の受け割りや手順などをあらかじめ決めておく。
	② 移送後は保健所と連携し、消毒方法やその範囲、濃厚接触者の有無やその対応について協議する。
	③ 濃厚接触者対応についても、あらかじめ整備しておく。
市民	① 避難所運営スタッフとして市職員が配置されていない場合。
	ア 災害対策本部にその旨を伝え、指示を受ける。
	イ 災害対策本部に連絡できない場合は、しばらく避難所内で対応する。
	④ 移送先などが決定するまでの間は、隔離専用スペースで措置を講じる。
	ワ 工場 濃厚接触者がいる場合は、濃厚接触者の専用スペースを設置する。
	⑤ 感染者が発生した場合などを想定し、閉鎖時の対応等を協議しておく。

#### 6 閉鎖時の対応

市	① 闭鎖時の清掃や消毒の方法について、感染者が出た場合の対応などを、事前に施設管理者と取り決めておく。
	② 感染性病原物は、医療廃棄物を扱う専門業者による廃棄が必要であり、事前にその取り決めを行う。
	③ 避難所運営スタッフとして市職員が配置されていない場合は、災害対策本部の指示に従う。
市民	① 避難所運営スタッフとして市職員が配置されていない場合は、災害対策本部の指示に従う。
	② 感染性病原物は、医療廃棄物を扱う専門業者による廃棄が必要であり、事前にその取り決めを行う。
	③ 避難所運営スタッフとして市職員が配置されていない場合は、災害対策本部の指示に従う。

#### 後章 運営で使用する指定用紙類

1 通常の避難所運営を用いる様式	避難所運営では、次のような様式を用い記録・報告・申請を行います。	③ 食料依頼票
① 避難者名簿	② 避難状況報告書	④ 物資依頼票
⑤ 指定避難所記録簿	⑥ 地区別状況調査票	⑦ 災害ソcial媒體要請カード
⑧ ミニ訓練計画書	⑨ 情報は、頻繁に収集・伝達・記録しましょう。各用紙は、指定避難所の備蓄庫内にあります。	

## 別紙様式 1 避難者名簿

避難所名	避難者名簿
避難者→被災者管理班(名簿系)	

避難所名 ) No.

## 避 難 者 名 簿

避難者グループ名

① 世帯代表者氏名	住所			電話 携帯電話 メモリード	被災状況	所屬自治会・町内会名
	年	月	日			
川井ナ 氏名	男	女		家屋の全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通		
家族	男	女		親族等 連絡先	支援区分	□避難所への入所を希望 □在宅のまま避難所サービスの利用 を希望
	男	女				
※ここに避難した人だけを記入してください						
ご家族に、入り歎や眼鏡等の不備、病気等の特別な配慮を必要とする方がいる等、注意点があつたらお書きください						
氏名	特技・資格					
③ 他からの問い合わせがあったとき	よい			登録日 (住所)	※	
住所、氏名を公表してもよいですか?	よくない			登録解除日 (退所日)	※	
④ 転出先	住所					
(氏名) 電話						

## 別紙様式 2 避難状況報告書

『〇〇市災害対策本部連絡先』TEL: 11-1111 FAX: 22-2222

項目		報告例		記入欄	
(第1欄は分かる項目だけ直ぐに報告)		●月●日 AM・PM ●時●分		AM・PM 日( ) 時 分	
報告	① 時間	② 避難所・避難場所	●●公民館		
情報	③ 連絡者(発信者)	④ 市役所 太郎	受信者の名前を控えておく	市役所本部	
避難	⑤ 避難者数	⑥ 世帯数	500	人	人
情報	⑦ (内、要配慮者)	⑧ (内、ケガ人)	167	世帯	世帯
報	⑨ 死亡者数	⑩ 避難所の安全管理	0	重症	人・怪傷
	⑪ 火災発生	⑫ ライフライン停止	あり(延焼・大火・小火) ○電・ガス停止・電話不通 その他( )	あり(延焼・大火・小火) ○電・ガス停止・電話不通 その他( )	あり(延焼・大火・小火) ○電・ガス停止・電話不通 その他( )
周辺	⑬ 土砂崩れ	⑭ 道路状況	あり(●●神社付近)なし	あり(●●神社付近)なし	あり( )なし
状況	⑮ 家屋倒壊	⑯ 構造物倒壊	あり(全壊・半壊)なし	あり(半壊)なし	あり(全壊・半壊)なし
要請項目	⑰ 食糧	⑱ 寒さ対策	あり(●●橋に電線)なし	あり( )なし	あり( )なし
⑲ 食糧	⑳ 寒さ対策	⑳ 寒さ対策	必要(※状況記載)・不要・不明	必要( )・不要・不明	必要( )・不要・不明
		⑳ 寒さ対策	避難者用500食・住宅被災者用300食 給水車・食糧(何を)必要量	避難者用 食・住宅被災者用 食	避難者用 食・住宅被災者用 食
⑳ 寒さ対策	㉑ 寒さ対策	㉑ 寒さ対策	毛布・燃料(何を)必要量	毛布・燃料(何を)必要量	毛布・燃料(何を)必要量
㉒ その他	㉓ その他	㉓ その他	扇風機・保冷剤(何を)必要量	扇風機・保冷剤(何を)必要量	扇風機・保冷剤(何を)必要量
※その他、要請事項を記入。					

- この名簿は入所時に世帯代表の方が書いて被災者管理班の名簿係に提出してください。
- ※印の箇所は、名簿系が記入しますので避難者の方は記入しないでください。
- ・入所にあたり、この名簿を記入し提出することによって避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
- ・内容に変更がある場合は、速やかに名簿係に申し出修正して下さい。
- ・他からの問い合わせに対し、住所と氏名を公表してもよいか、必ずお書きください。
- ・名簿の内容を公表することによって、親族等の方々に安否を知らせる等の効果がありますが、プライバシーの問題がありますので、公表の可否についてご家族で判断してください。

避難所	
No.	避難所名(住所)

## 食 料 依 頼 票

災害対策本部	避難所	受信者名	本部食料担当	本票受取者名
[処理結果]	避難者用 在宅被災者用	食 計	うち 食 計	柔らかい食事 食
到着確認時間	発注業者	TEL	FAX	TEL
月 日 午前・午後	時 分	処理担当者		

• 本部班は、FAXで依頼を行うことを原則とします。  
 • FAXでの依頼ができない場合は、直接、本部へ届け必ず控えを残します。  
 • 避難所の市担当者は、受領時にその旨を災害対策本部へ連絡します。  
 • 避難者用の中には、市担当者、施設管理者の人数も含めるものとします。

避難所→災害対策本部→業者→災害対策本部

物 資 依 頼 票	発信日時 月 日 時 分	発注先業者名 FAX TEL			
避難所名	票No. 票枚数( 枚)	受付日時 月 日( ) AM:PM 時 分			
避難所住所	本部受信者名 FAX TEL	本部受信者名 FAX TEL			
発注依頼者 (役職名)	商品 コード	品 名	サイズ など	数量	備考 個口 [ケース]
(1)	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
• 1行につき1品、サイズ毎に記入し、数量は半リのよい数で注文 • 性別などの説明は、「サイズなど」欄に記入してください。					
• 食料物資班の人はこの伝票に記入し、市担当者に配達・注文を要請します。 • 総務班は、原則としてFAXで依頼を行ってください。FAXが使えない場合は、必ず控えを残してください。 • 食料物資班は、受領時に「物資管理簿」に記入してください。					
出荷日時 月 日( ) AM:PM 時 分	③ 配達者名 TEL	④ 避難所 受領印			
お届け日時 月 日( ) AM:PM 時 分					

## 垂崎市避難所運営マニュアル

市民版

## 垂崎市避難所運営マニュアル

別紙様式5 指定避難所記録簿

指定避難所名 \_\_\_\_\_ 記録# \_\_\_\_\_

年月日・時間 \_\_\_\_\_ 記録内容・記録者 \_\_\_\_\_

## 指定避難所記録簿


市民版

別紙様式6 地区別状況調査票

年 月 日 時現在

指定避難所名 \_\_\_\_\_

避難地区名  
地区的責任者またはその代理人は、毎日、避難所内にいる状況を報告してください。  
項目番号 6以降は、全体的な状況を報告してください。

項目番号	状況調査項目	記録者名
1	総避難者数	_____人（大体でよい）
2	内、要配慮者数	_____人
3	内、ケガ人数	_____人 ケガの状況
4	内、乳幼児数	_____人 足りない乳幼児用品
5	内、病人数	_____人 具合の程度
6	飲料水充足度	1. 充足 2. 不足
7	食料充足度	1. 充足 2. 不足
8	寒さ状況	1. 厳しい 2. まだ我慢できる
9	暑さ状況	1. 厳しい 2. まだ我慢できる
10	睡眠	1. 不眠 2. 寝不足
11	疲労	1. 蓄積 2. 中程度 3. 軽度
12	ペット数	犬匹 猫匹
		特記事項

## 別紙様式7 災害ボランティア支援要請カード

B  
垂崎市災害ボランティア支援要請カード

要請者控（2枚複写）

「災害ボランティアセンター」は、大規模災害等が発生した数日後、被災地外からの人的支援を受けるために設置されます。センターは、過剰な支援による混雑やトラブルを避ける目的もあります。

垂崎市でも、避難生活や復旧・復興等で入手支援は必要となった場合、下記様式でセンターに要請します。電話連絡も可能です。

連絡先は 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇又は 1111-1111-1111-1

「垂崎市災害ボランティアセンター」設置予定場所は、××××××××××××

×です。  
なお、本要請に対して災害ボランティアセンターでは、事前に支援を申し出したいている団体等と連絡をとり、災害ボランティアセンター経由で要請地に入ることになります。

本カードは2枚複写で、要請者は受付後に控を受け取り、災害ボランティアの支援を待ちます。

以下の太枠内を記入し、センターに要請してください。

要請者名 場所等	要請者氏名 電話番号 その他の中絞り方法	携帯電話番号
支援 要 請 者 内 容	主な支援活動の場所 要請事項（どんなことを）	片付け・人の世話・避難所支援・物資管理・ その他（　　）
	要請期間（いつから、いつまで） 要請人数（何人ぐら）	月 日～月 日まで 人程度
(備考)		
V・C記入欄	ボランティアの居場所 ボランティアの宿泊場所 ボランティアの食事 作業に関する資機材	準備あり・準備なし・一部（　　人分準備あり） 準備あり・準備なし・一部（　　人分準備あり） 準備あり・準備なし・一部（　　人分準備あり） 準備あり・準備なし・一部（　　人分準備あり）
	受付者氏名	(注2)
	受付日時	平成 年 月 日 曜日 午前・午後 時 分
	要請受付番号	(注3)

## 未合意施設の利用マニュアル

## 別紙様式8 未合意施設の利用マニュアル（例）

本マニュアルは、「施設利用合意書が必要な施設であるが、まだ施設管理者側と対象住民側で、緊急時の利用について一度も協議されていない」指定避難所に応じた暫定的な施設利用法 または  
 ① 緊急時の施設利用に關し、市の認査に応じた暫定的な施設利用法 または  
 ② ミニ訓練を通じて改定された暫定的な利用法 が明記されたものです。

## 【資料基本情報】

施設名	住所
施設	電話番号
設 施 設	資料作成時の 情報 報
情 報	施設管理代表者名
報	資料作成時の 教育課長名
	資料作成時の 対象地区数
	資料作成時の 対象地区名
	地区代表者名・連絡先
	ミニ訓練の実施日
	本マニュアルの作成日
	対象地区代表者の説明日
	参考

## 【暫定的施設利用可能箇所】

下記表内の施設・設備は施設利用合意書が作成される前に緊急事態となつた場合、暫定利用として施設管理側が許可したもので、別途、施設の見取図と平面図を併用して開錠・開設します。		
707	使用可能な施設名	鍵 留意事項
正門	▲	暫定開設 2次利用
屋内体育館	○	
本館	○	
エントランス、廊下	(注1)	
一般教室	○	
グランド	○	
屋外トイレ	○	
駐車場	(注2)	
備蓄倉庫	○	本部を設置する居室
エントランス、廊下	(注3)	
一般教室	○	
階上	○	

(注1) セキュリティ対応に關しては、予め施設管理側から習得しておきます。

(注2) 駐車場は、別途見取図内に明記します。

(注3) 階上の2次利用は、暫定開設スペース不足や 1階浸水等の事態での利用となります。

※ 本マニュアルは、ミニ訓練の余証で見直されます。

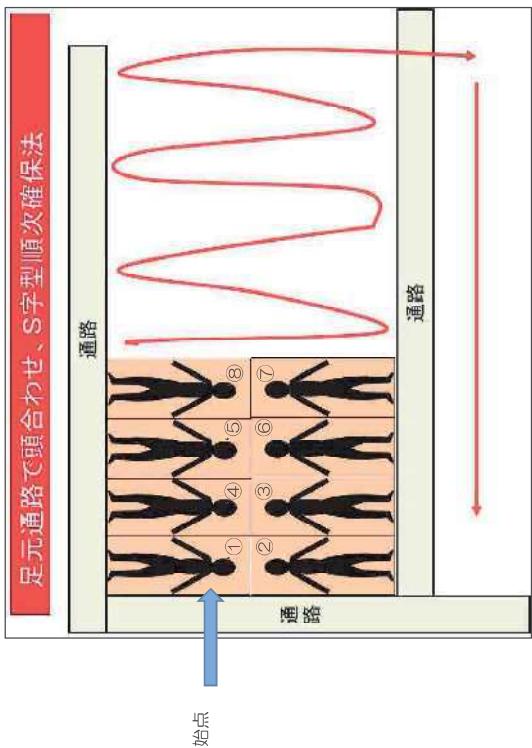
## 別紙様式9 施設利用未合意の指定避難所の「ミニ訓練計画書」

令和 年度 総合防災ミニ訓練計画書	
目的	市内の施設利用合意書を必要とする指定避難所で、まだ合意書が作成されていない指定避難所の対象地区の責任者等を対象に、いざという時にPITS（ピック、感染、トラブル、ストレス）を低減し・予防する自主開設ができるよう訓練します。
実施日（曜日）	令和 年 月 日（曜日）
対象指定避難所	午前 時～午前 時
対象地区	以下の全 地区
集合場所	日（曜日） 令和 年 月 日（曜日）
実施要項	時間 午後 時～午後 時
事前説明会	場所 内容 訓練の必要性、役割分担等を説明します。
訓練内容	開錠 隊員が開錠する 要配慮者優先利用 「案内」を設置して要配慮者優先利用 地区別情報収集 別紙様式②を使って情報収集 災害対策本部連絡 災難情報報を災害対策本部へ連絡 本部指示 待機場にいる人を体育館内へ移動指示 ミニ研修 炊き出しの中に、体育館内でミニ研修 炊き出し 備蓄倉庫内の非常食で炊き出し、配布、試食 責任者の総評・解散 訓練責任者が総評を述べ、その後に解散 施錠 隊員が開錠する
備考	

対象地区責任者へのお願い

本市では、指定避難所はいざといいう時に駆け出しが自主的に開設し、運用するものとしています。そのため、指定避難所の施設管理者と対象住民とで一度、暫定訓練（特定地区総合防災訓練という）を実施し、緊急時の施設利用について協議して、合意形成しています。  
しかしながら、一度に市内すべての指定避難所の対象住民向けに、市が主導でミニ訓練を行います。  
まだ合意形成ができない指定避難所の対象住民向けに、市が主導でミニ訓練を行います。  
本年度は、上記の計画で実施いたします。  
是非、ご都合をつけてご参加を、よろしく、お願ひいたします。

365



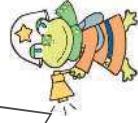
別紙様式10（参考） 避難スペース確保法（ウイルス感染レベルが〇の時）

体育館内のスペースが不足した場合の、並び替えの例。  
定型の板段ボールを使い、始点を決めて、そこから順々頭合わせで詰めていきます。  
サイズは縦200cm×横80cmの板段ボールを用意しておき、並びに指導が必要となります。  
条件は以下です。

① 一人あたりのスペースは、横になつて、裏返りがうつる縦200cm×横80cm  
 ② 大人も子ども同じ  
 ③ 足元の通路は60cm  
 ④ 頭合わせのS字型  
 板段ボールには、使用法が印刷されていて、名前が書けるようになっています。  
 廊下でもエントランスでも、置いた場所が自分用の一時避難生活場所になります。

## 【メリット】

- ウイルス感染レベルが高い場合、ソーシャルディスタンスをとるか、室内テントの使用、ホテルや個人宅に向かうか、一時的に車中にいるかなど、各自で感染リスクを回避します。
- ① 横になれる  
 ② 家族が必ず頭合わせとなる  
 ③ 床の大きさを和らげる  
 ④ 無駄なくスペースを活用できる  
 ⑤ どこでもスペースを確保できる
- 【デメリット】
- ① 備蓄にかさばる  
 ② 体格の大きな人は窮屈



366

別紙様式 11 緊急時連絡先

## 【公的機関】

機関	連絡先	備考
市役所		
警察署		
消防署		
病院		
社会福祉協議会		
近隣避難所		

## 【運営委員会電話番号】(記入式)

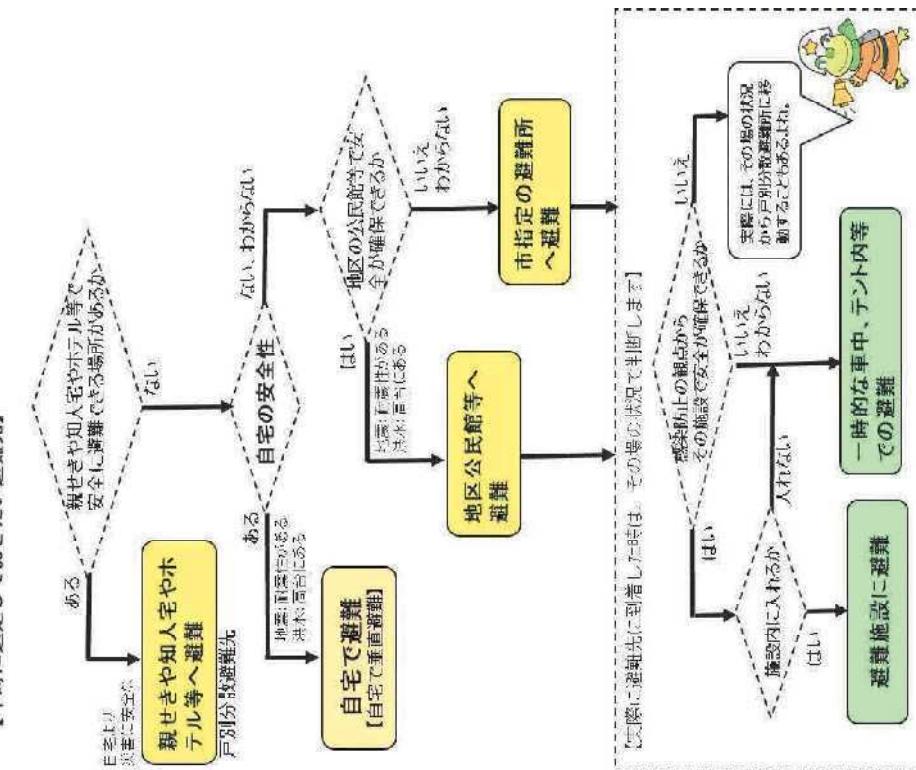
名称	氏名	連絡先	備考
運営委員長			
副委員長			
本部班長			
施設管理班長			
被災者管理班長			
情報班長			
救護衛生班長			
保安警護班長			
食料物資班長			

2 ウイルス感染防止で用いる様式  
ウイルス感染が懸念される事態での避難所運営は、次のような様式を追加して記録・報告・申請を行います。

## ■ウイルス感染防止の避難先選定フロー 【別紙様式12】

## ウイルス感染が懸念される事態の中で、大規模自然災害等で避難を余儀なくされた場合の避難先の選定

## 【平時に選定しておくべき避難先】



### 緊急時避難予定先カード【別紙様式13】

ワイルス感染が懸念される事態で、大規模自然災害等で避難を余儀なくされた場合の  
緊急時避難予定先カード（令和2年版 説明文）

令和元年度末～2年度にかけての新型コロナウイルスの世界的感染拡大を受け、避難所においても  
感染防止対策として3密（密集、密接、密閉）を回避する必要があります。  
しかしながら、指定避難所の利用スペースには限りがあるため3密が起きやすく、各家庭が事前に  
決めたより安全な隣居宅・友人宅・隣戸などに分離移動していただくことで、指定期間所内の感染  
リスクを抑えることができます。  
そこで封筒巾ふ。

① ワイルス感染が懸念される事態の中で、

② 大規模自然災害等で避難を余儀なくされた場合



提出用欄：（注3）をよくまとめて本情報は予定です。実際に災害が起きた場合は、各家庭の判断で適切な  
避難行動などをください。

提出用欄：令和2年7月20日までに、各班長にお届けください。

\* 【記入欄：ワイルス感染が懸念される事態での、あなたの家庭の避難予定先】

世帯主名	携帯電話番号	人	平常時居住者数	うち 要配慮者数
第1優先避難先	隣居宅・友人宅、知人宅、隣戸、ホテル・旅館	人	その他の施設名稱：	
第2優先避難先	隣居宅・友人宅、知人宅、隣戸、ホテル・旅館	人	その他の施設名稱：	
その他は記入してください。				

（注1） 別紙「避難先選択フロー」を参考にしてください。

（注2） 「要配慮者」とは、自力での避難行動が難しい高齢者や介助者、妊娠などといいます。

（注3） をよくまとめて本情報は予定です。実際に災害が起きた場合は、各家庭の判断で適切な  
避難行動などをください。

世帯主名	携帯電話番号	人	平常時居住者数	うち 要配慮者数
第1優先避難先	隣居宅・友人宅、知人宅、隣戸、ホテル・旅館	人	その他の施設名稱：	
第2優先避難先	隣居宅・友人宅、知人宅、隣戸、ホテル・旅館	人	その他の施設名稱：	
その他は記入してください。				

（注1） 別紙「避難先選択フロー」を参考にしてください。

（注2） 「要配慮者」とは、自力での避難行動が難しい高齢者や介助者、妊娠などをいいます。

（注3） あくまでも本情報は予定です。実際に災害が起きた場合は、各家庭の判断で適切な  
避難行動などをください。

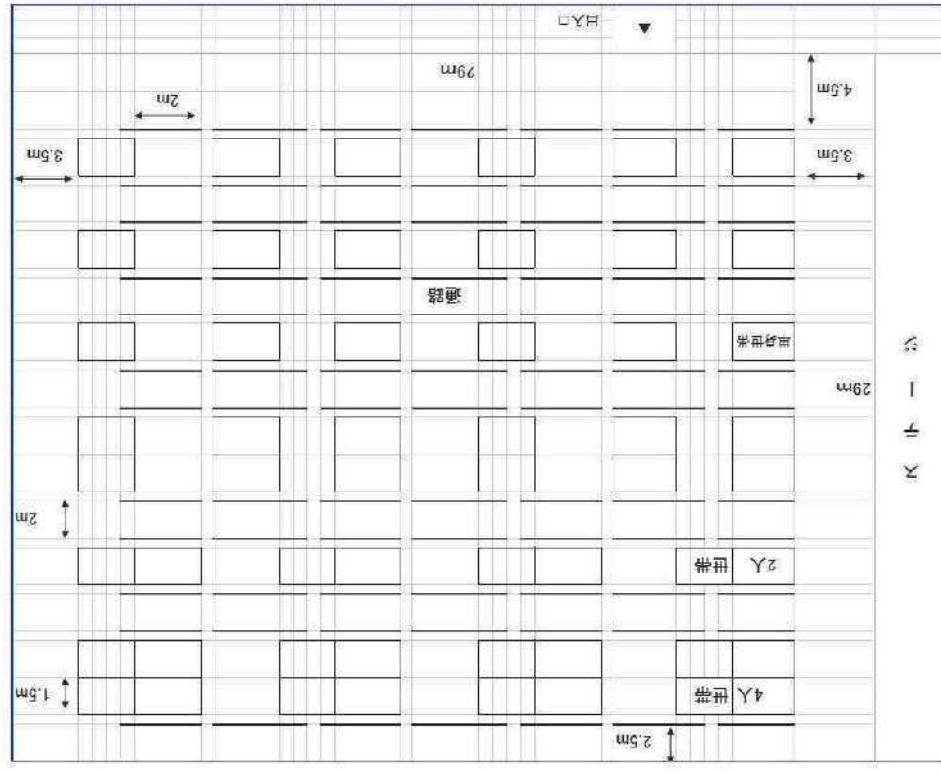
上記は、令和2年度に圭崎市で実施した様式です。

区では、別紙様式12の「避難先選択フロー」を参考に、地区民に対して平時にこの調査を行い、地区民の名簿や避難行動要支援者名簿・マップ等に記録します。

シート一覧

### ■避難所イメージ図（感染防止対応）【別紙様式14】

ウイルス感染が懸念される事態の中で、不特定多数が  
避難生活を送る場合の、避難スペースの確保例



(注) 横手方向に開設所は横手歩道にあり木レアラマの隙保け用扉を用意されたが、扉設置用扉は、段階で4重アンチU型壁である。

非常用持ち出し品チェックリスト [別紙様式15]

分 野			品 目	備 考
一般的な持出品	ベッド	飲料水	<input type="checkbox"/>	一人1日3リットルを目安
	常用薬		<input type="checkbox"/>	毎日服用している薬や胃腸薬等
	食 料		<input type="checkbox"/>	最大3日分
	現 金		<input type="checkbox"/>	
貴 重 品	キヤッショカート		<input type="checkbox"/>	
	預金通帳、印鑑		<input type="checkbox"/>	
	健康保険証・免許証		<input type="checkbox"/>	
	携帯電話		<input type="checkbox"/>	
情 報 通 信	充電器		<input type="checkbox"/>	
	携帯ラジオ		<input type="checkbox"/>	イヤホン付
	補聴器、メガネ		<input type="checkbox"/>	
	電 池		<input type="checkbox"/>	
	毛布、タオルケット		<input type="checkbox"/>	
洗面用具			<input type="checkbox"/>	
生活用品	調理器具	ナイフ・缶切り等	<input type="checkbox"/>	
	食 器	割りばし、紙皿・コップ等	<input type="checkbox"/>	
	衣類・軍 手	下着、上着、靴下等の着替え、防寒着	<input type="checkbox"/>	
	スリッパ(上履き)		<input type="checkbox"/>	
	携 帯 バイ		<input type="checkbox"/>	
その 他	応急医薬品	絆創膏、ガーゼ、包帯、消毒薬等	<input type="checkbox"/>	
	懐中電 灯		<input type="checkbox"/>	
	お薬手帳	コピーでも可	<input type="checkbox"/>	
	石けん		<input type="checkbox"/>	
感 染 予 防 の た め の 物 品	マスク	※可能な限りサージカルマスク	<input type="checkbox"/>	
	消毒液		<input type="checkbox"/>	
	体温計		<input type="checkbox"/>	
	タオル・ハンカチ		<input type="checkbox"/>	
	使い捨て手袋		<input type="checkbox"/>	
	ティッシュ		<input type="checkbox"/>	
	ウェットティッシュ		<input type="checkbox"/>	
	テント	自立式・ドーム型	<input type="checkbox"/>	

※事前に準備しておきましょう。

問診票 [別紙様式16]

問診票

受付番号	記入日時	令和 年 月 日	時 分
姓 名	年 齡 ( )	性 別	男 女
連絡先	一 -	車両ナンバー _____	

あてはまるものの数字に○をつけてください。  
<現状>

1. 妊娠している
2. 通院している(通院理由: \_\_\_\_\_) (基礎疾患: \_\_\_\_\_)
3. 日常的に薬を服用(薬名: \_\_\_\_\_)
4. 該当なし

## &lt;濃厚接触の有無&gt;

1. 新型コロナウイルス感染患者との接觸があつた
2. 最終接觸時期: 令和 年 月 日 暇
3. 該当なし

## &lt;2週間以内の行動歴&gt;

1. 県外に出かけていた(訪問先: \_\_\_\_\_)
2. 県外から帰省・来訪された方との交流がある( \_\_\_\_\_ から帰省・来訪した \_\_\_\_\_ )例(東京から帰省した息子)
3. 海外から帰国(訪問先: \_\_\_\_\_)
4. 該当なし

## &lt;症状&gt;

1. 熱がある( \_\_\_\_\_ 日前から \_\_\_\_\_ 度程度)  
風邪のような症状などがある  
(該当するものに○: 咳、鼻汁、頭痛、などの痛み、その他 \_\_\_\_\_ )
2. (該当しないものに○: 下痢、吐き気)
3. 息苦しさがある
4. 強いだるさがある
5. 寒気、関節痛、筋肉痛などがある
6. からだにぶつぶつ発疹(がんでいてる)かゆみや痛みがある  
唇や口の周りにぶつぶつ発疹(がんでいてる)かゆみや痛みがある  
下痢便(水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出するような便等)が出た  
吐いた、または吐き気がする
7. おなかが痛く、便に血がまざっている
8. 目が赤く、目やにが出ている
9. 口が甘く、舌がしみます
10. おなかが痛く、便に血がまざっている
11. 目が赤く、目やにが出ている
12. 味覚、嗅覚障害がある
13. その他( \_\_\_\_\_ )
14. 該当なし

## 体調不良時の申し出

【別紙様式17】

次の症状がある時は、すぐに避難所運営スタッフにお知らせください！

1. 熱がある
2. 風邪のような症状がある  
(咳、鼻汁、頭痛、のどの痛み)
3. 息苦しさがある
4. 強いだるさがある
5. インフルエンザのような症状がある  
(寒気、関節痛、筋肉痛など)
6. 咳があり、痰がでる
7. からだに発疹が出ている  
(かゆみや痛みがある)
8. 口の回りに発疹が出ていて、痛みがある
9. 下痢便が出た
10. 吐いた、または吐き気がある
11. 腹痛があり、便に血がまざっている
12. 目が充血し、目やにが出ている
13. 味覚、嗅覚障害がある



令和4年3月29日改訂	ウィルス感染防止に関する事項及び警報変更に伴う事項を追加・修正。
令和5年3月16日改訂	指定避難所のレール中、ベットの同行避難について経緯のみ修正

前章	本マニュアルに用いられる言葉	2
1	国が定めた用語	
2	緊急時の避難先	
3	緊急時の警報	
第1章	基本事項	3
1	避難所運営マニュアルの主旨 市民向けマニュアルと職員向けマニュアルの違い)	
2	市民向けマニュアルとは	
2-1	市民向けマニュアルとは	
2-2	職員向けマニュアルとは	
3	公助の責務の概念図	
3	指定避難所の段階的運営	
4	指定避難所の段階的運営	
5	指定避難所の段階的運営	
6	災害種	
7	市民主体の運営体制	
第2章	職員の業務内容	5
1	地震で参集が困難な場合の行動	
2	警告性災害での指定避難所開設	
3	適切な施設開設	
3-1	緊急時施設利用合意書がある指定避難所	
3-2	緊急時施設利用合意書のない指定避難所	
4	指定避難所での開与	
4-1	施設利用合意書のある指定避難所での開与	
4-2	施設利用合意書のない指定避難所での開与	
後章	運営で使用する指定用紙類	9
★	避難者名簿	
★	食料依頼票	
★	物資依頼票	
★	指定避難所記録簿	
★	地区別状況調査票	
★	災害支援要請カード	
★	未合意施設の利用マニュアル	

【資料】 市内指定避難所一覧表

## 圭崎市 令和2年改定



## 前章 本マニュアルに用いられる言葉

### 1 國が定めた用語

#### (1) 防災

地域において、一般災害（風水害、土砂災害）、地震等の災害が発生した場合、市が実施すべき事務又は業務に関し、また地域内の関係機関の協力業務を含めた防災計画を策定し、それに従う公助の債務をいう。

#### (2) 地域防災計画

昭和 36 年に制定された災害対策基本法に従い、都道府県、市町村に義務づけられた計画。つまり、公助の債務で県民・市民を助ける防災政策が書かれている法定計画。

#### (3) 要配慮者

法律の条文「配慮すべき人々」を引用した言葉で、介護認定者、老人、乳幼児、妊娠、障がい者等、速やかに避難行動の出来ない人の総称。

#### (4) 避難行動要支援者

要配慮者の中に、「その時は助けてほしい」と意思表示した人。その人たちを自会単位にまとめていたり情報を、「避難行動要支援者名簿」という。

#### (5) 減災

平成 17 年の阪神・淡路大震災を契機に造語された言葉で、"自然災害や突然の事故は発生するもの"という前提に立ち、被害を最小限にこじめたため、平時から自助・共助・公助の備えや訓練に取り組んでおくもの。と解釈する。

### 1 避難所運営マニュアルの主旨

避難所運営マニュアル（以下、「本マニュアル」という。）は、昭和 36 年に制定施行された災害対策基本法第 42 条に準拠した「佐賀市地域防災計画」に定める指定避難所を運営する手引書で、本マニュアルは職員向けのマニュアルである。

### 2 市民向けマニュアルと職員向けマニュアルの違い

#### 2-1 市民向けマニュアルとは

地域防災計画では、大規模自然災害が発生した場合、公的機関（市役所、消防、警察、病院等）も被災し、その職員や家族、周辺地域も被災するにから、指定避難所は、そこに避難する市民が主体に開設し、共助で避難生活に入ることを原則としている。

#### (4) 職員向けマニュアルと職員向けマニュアルの違い

そのため市は、  
 (1) 指定避難所の運営主体  
 (2) 指定避難所の運営機能  
 (3) 指定避難所の段階的運営  
 (4) 運営体制  
 (5) 避難所の業務内容  
 (6) 緊急時施設利用合意書がない場合の開設と開設等の詳細を記した市民向けマニュアルを作成し、市民の啓発と訓練に活用するものである。

### 2 緊急時の避難先

私たちの緊急時の避難先は、一般的に、以下の 6 種となる。

#### 一時避難場所：班や組で決めた広場等の一時集合場所。

#### 指定避難場所：地域防災計画に定めた地域の公民館や広場等。

#### 指定避難所：地域防災計画に定めた避難生活のできる施設。（小中学校には備蓄倉庫あり）

#### 指定福祉避難所：地域防災計画に定めた要配慮者向けの施設。社会福祉協議会等。

#### 協定福祉避難所：市が協定を結んだ民間福祉施設等。

#### 私設福祉避難所：地区や地域で任意に決めた要配慮者向けの施設。

#### 2-2 職員向けマニュアルとは

職員には、いざという時に市民を守る「公助の債務」がかかる。ところが過去の大規模自然災害の発生から、職員の市民への対応が及ばない事態も多いことから、前記の「指定避難所は、避難して市民が主体に開設し、避難生活に入る」が原則となっている。それを前提に、状況に応じて職員が避難所運営に関する必要があり、職員は、市民がどのように避難所運営するかについて、市民向けの避難所運営マニュアルを理解した上で、  
 ① 地震で参集が困難な場合の行動・・・地域住民と行動を共にする  
 ② 警告性災害での指定避難所開設・・・配置された職員が担う  
 ③ 適切な施設開設  
 ④ 指定避難所での開設  
 等の詳細を記した職員向けマニュアルを作成し、職員の啓発と訓練に活用するものである。

### 3 緊急時の警報

法律により、異常気象に関する避難情報は原則、市町村長が発令するよう定められており、市は、刻々と変化する状況を監視し、危険が迫って来たと判断した場合は、以下の 3 種の避難情報を発令する。

避難準備情報 (要配慮者等避難開始)	避難行動が難しい要配慮者等に対し、避難を開始するよう促す避難情報。（注）
避難勧告	危険度が高まったので、「避難してください」という勧告。
避難旨示（緊急）	危険が迫ってきたので、「すぐに避難しなさい」という命令。

\* 自主避難所開設情報：避難準備情報は出ないが、事態の急変に対応して開設しておく避難所情報



### 3 公助の責務の概念図

本マニュアルでの「公助の責務」とは、自然災害や事故の発生で、公的機関の職員が担う「市民を守る、市民を助ける」責務をいう。  
 職員には「災害時職員行動規定に従わなければならぬ」という原則はあるものの、まず自分の身の安全確保を優先させ、その後は職員一人ひとりの状況に応じた適切な判断と行動が求められる。

- 概して「公助の責務」は、次の 3 つに分類される。
  - ① 平時において、市民の自助力と共に助力を高める責務
  - ② 災没直前・直後の応急的責務
  - ③ 業務再開への責務（BCP：業務継続計画）



### 3 緊急時の避難

#### 3-1 緊急時の避難

法律により、異常気象に関する避難情報は原則、市町村長が発令するよう定められており、市は、刻々と変化する状況を監視し、危険が迫って来たと判断した場合は、以下の 3 種の避難情報を発令する。

避難準備情報 (要配慮者等避難開始)	避難行動が難しい要配慮者等に対し、避難を開始するよう促す避難情報。（注）
避難勧告	危険度が高まったので、「避難してください」という勧告。
避難旨示（緊急）	危険が迫ってきたので、「すぐに避難しなさい」という命令。

【本章の以下は、「市民向け避難所運営マニュアル」にも記載されている】

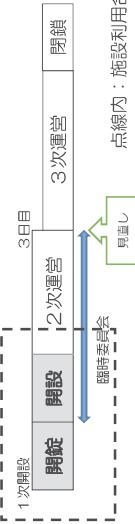
## 第2章 職員の業務内容

### 4 指定避難所の緊急時施設利用合意書

市内に避難専用の施設はないため、市は主に公的機関の学校施設や地域体育馆等を指定避難所に定めている。学校を例にすると、学校側には「緊急時なので施設は貸すが、学校再開に配慮して使ってもらいたい」という意向があり、事前に学校等と市民側で協議して、緊急時の施設利用に関する合意を図り、文書化したものである。

### 5 指定避難所の段階的運営

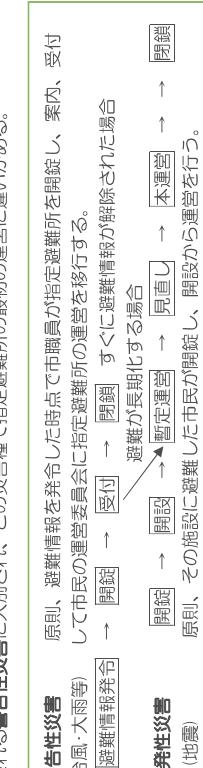
指定避難所においては、発災直後から避難生活が長期化した場合に至るまで、時間の経過とともに変化すべき課題が変化するため、各段階に分けた対応を図る。



まずは開錠し、開放されて暫定運営に入るが、大規模自然災害等の発災で避難者の避難生活が長期化する場合は、開放して3日目に施設の利用を見直し、新たな運営に移行して最後に閉鎖する。

### 6 災害種別

自然災害は、地震のように突然に起きる**突発性災害**と、大雨や大雪のように市から避難情報が発令される**警告性災害**に大別され、この災害種別で指定避難所の最初の運営に違いがある。



(注) 1) 開設は、要配慮者を優先した施設利用で、パニックやトラブルやストレス(PTS)を最小限にとどめる目的のルールで行われ、これが「緊急時施設利用合意書」の1次開設に明記されている。

### 7 市民主体の運営体制

指定避難所を運営する組織を「避難所運営委員会」と言い、複数の対象地区の自治会役員や自主防災組織の役員、地域減災リーダーで編成される。各地区の自主防災組織も同じ主要ア班で編成されるので、その拡大組織として合同の運営委員会が設置されるが、中には自主防災組織のない自治会もあり、普段から定期的に合同訓練していく必要がある。

自主防災組織も委員会も、以下の7つの主要班ヒビ

ラントティア班の計8班で構成される。

### 1 地震で参集が困難な場合の行動

小規模の公民館等の指定避難場所に避難しても、そこで必要な運営機能は変わらない。  
地域防災計画内の職員行動規定に、「大規模自然災害が発生した場合、職員は速やかに市役所に参集し災害対策本部の指示に従う」とある。しかしながら、在宅中に大地震が発生し、本人や家族が力をした場合や、家庭内の被災状況・周辺の被災状況等で、災害対策本部への参集は難しいと判断した場合には、無理して参集する必要はなく、地域住民ども行動を共にすることがある。例えば、

- ① 橋梁や道路が破壊して、河川を渡れない。
- ② 家族や周囲の人たちの面倒をみなければならない。
- ③ 強い余震が続いているため、移動は危険である。
- 等の状況であれば、居住地域内に止まり、しばらく自転で遠くどこもあれば、周囲の安全を確認しながら集団で指定避難場所（公民館等）や指定避難所（学校等）に向かうことになる。
- その後、職員は地域住民に頼られるため、自主防災組織や運営委員会組織に開示して应急業務をこなすことが求められる。

（注）在宅中に大地震が発生し、災害対策本部に向かうことは困難と判断した場合、  
職員は地域住民ども行動を共にし、自主防災組織や運営委員会組織に開示して应急業務をこなすこと。

### 2 警告性災害での指定避難所開設

大雨や大雪による災害発生が予想される場合、市および市職員は以下の手順を踏む。

- (1) 市役所内に災害対策（警戒）本部を設置し、変化する状況を監視する。
- (2) 翌日または十数時間後に災害の発生が予想される段階で、
  - ① 社会福祉協議会等の福祉避難所に開設を依頼する。
  - ② 職員に、災害対策（警戒）本部への参集連絡を出す。
  - ③ 市長が避難準備情報を発信し、防災行政無線、市ホームページ、防災アプリ、メールマガジン等で発信する。
- (3) さらに危険な状況が迫っている段階では、
  - ① 避難情報に該当する地域の指定避難所に職員を差し向ける。
  - ② 施設に向かった職員は、以下の手順を踏んで指定避難所を開設する。（学校の場合）
    - ・ 休日・夜間であれば、門と施設を閉鎖し、セキュリティをリセットする。（注）
    - ・ 開校中であれば、施設管理者に指定避難所の開設を伝える。

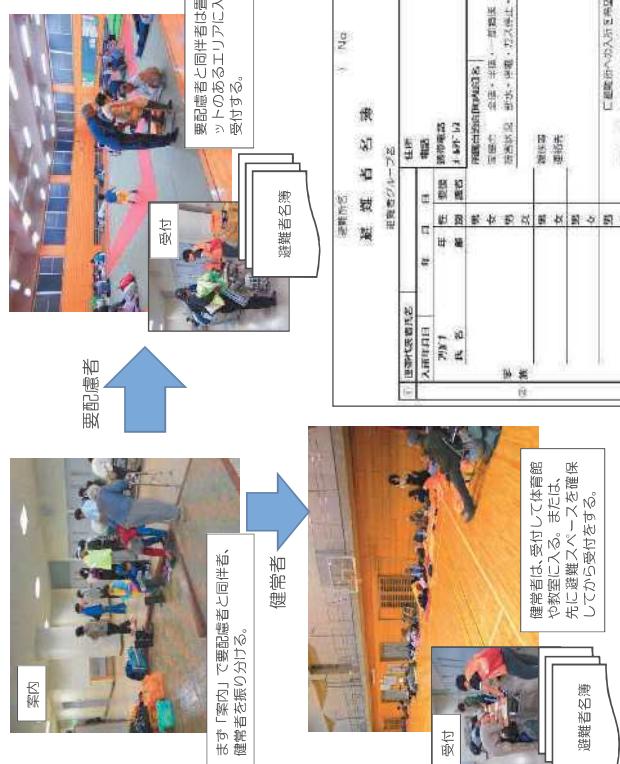
- ・ 要配慮者の避難エリアと避常者の避難エリアを確認する。
- ・ 備蓄倉庫内から、指定用紙や開設用のサイン、マニュアル等を持ち出す。
- 併せて、受付用テーブルを用意し、備蓄倉庫内の毛布や飲料水を確認する。
- ・ 「案内」と「受付」を開設する。
- ・ 災害対策本部、開設済の連絡を入れる。

- ③ 避難対象地区的地区長に、避難情報（避難勧告または避難指示）の発令を連絡する。
- ④ 市長が避難情報を発信し、防災行政無線、市ホームページ、防災アプリ、メールマガジン等で発信する。

（注）セルフにて開いては、気象警報が発表された時点で災害対策（警戒）本部が市役所内に設置される。そのため、職員はいつでも参集できるよううつぜん体制を整え、指揮を受けた場合は、速やかに指定避難所に向かい避難所開設と受け入れることになる。

（注）セルフにて開いては、職員のゲートやセキュリティ内にある手順に従って操作し、セルフ会社にも連絡する。

### 【指定避難所の開設】 告警性災害での、開院後の案内と受付



### 3 適切な施設開設

#### 3-1 緊急時施設利用合意書がある指定避難所

平時に、自分や家族の避難先の施設利用合意書を一読し、合意事項（1次開設機能部（利用可能施設、見取図、平面図、車両関連、禁止事項、特記事項）のコピーを緊急時持出品の中に入れておく。また、急な対応で他の指定避難所の開設を指示された場合、その施設の備蓄倉庫内にある施設利用合意書の「合意事項」をよく読み、理解してから開設する。

#### 3-2 緊急時施設利用合意書がない指定避難所

ここでいう指定避難所は、「施設利用合意書が必要であるが、まだ施設管理者側と対象住民側で、緊急時の利用について一度も協議されていない」施設のことである。市は、その施設の調査またはミニ訓練を通して別紙様式8の資料「未合意施設の利用マニュアル」を作成し、施設の見取図と平面図を用いて説明する。

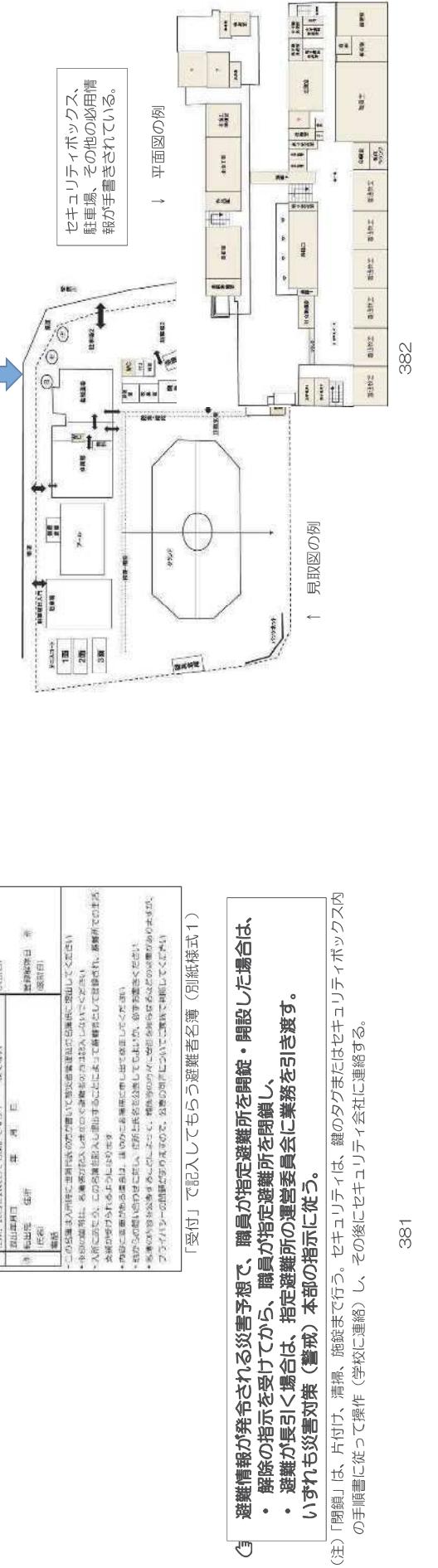
- 「未合意施設の利用マニュアル」の例（学校）

①	使用可能な施設名	鍵意事項	録意事項	割定開設	2次利用
	正面門	■	○	○	○
	屋内体育馆	■	○	○	○
1階	本館	■	(注1)		
	エントランス、廊下	■			
一般	一般教室	■			
	クリーン	■			
	駐車場	■		○	
	備蓄倉庫	■		○	
階上	エントランス、廊下	■		○	○
	（注2）				
	（注3）				

● 「未合意施設の利用マニュアル」の例（学校）

（注1）セキュリティ対応に関するには、予め施設管理制度から習得しておきます。	
（注2）駐車場は、別途見附図内に明記します。	
（注3）階上の2次利用は、暫定開設でスペース不足や1階浸水等の事態での利用となります。	

- 施設の見取図と平面図の例（学校）
- 緊急時利用のためにの3資料



#### 「受付」で記入してもらう避難者名簿（別紙様式1）

- ③ 避難情報が発令される災害予想で、職員が指定避難所を開設・開設した場合は、  
・解除の指示を受けてから、職員が指定避難所を開設し、  
・避難が長引く場合は、指定避難所の運営委員会に業務を引き渡す。  
いずれも災害対策（警戒）本部の指示に従う。

- （注）「閉鎖」は、片付け、清掃、施設まで行う。セキュリティは、鍵のタグまたはセキュリティボックス内の手順書に従って操作（学校に連絡）し、その後にセキュリティ会社に連絡する。

#### 4 指定避難所での開き

職員が指定避難所に避難した場合、市の職員は積極的に運営に関わることが求められる。地震等の突発性災害では、指定避難所は市民主体で開設運営されるが、その施設に避難した職員は、本部に従属して運営に関わることが望まれる。

また、大雨や台風などの警報発令時には、避難情報を発令する事態が予想される時点や、災害対策（警戒）本部からの指示で指定避難所に配置され、開院から開設を担当することになる。その後、避難が長期化する場合は、運営は市民主体の運営委員会にバトンタッチするが、本部が円滑に機能し、人的な充足も認められる状況になるまで、本部に從属して運営に関わることが望まれる。

#### 4-1 施設利用合意書のある指定避難所での開き

**災害種 ケース 職員の開きのありの方**  
 突発性災害 その施設に避難した職員 原則、対象住民が主体となって運営委員会を設置し、開院・開設から閉鎖まで運営を担当することがなるが、そこに避難した職員は、特別な事情（注1）がない限り、指定避難所を全体会員が運営する本部班に從属し、一段、市の災害対策（警戒）本部との緊密な連絡役を担う。

**その施設に配置された職員** 災害対策（警戒）本部から、配置の指示の時に出された「配置的目的」に従った業務を遂行する。

**警告性災害** その施設に避難した職員 他の職員が配置されて開院・開設を行っているので、特別な事情（台風・大雨等）がない限り、配置された職員を手伝う。

**その施設に配置された職員** 施設利用合意書に従った開院・開設を行う。  
 手順は第2章2に示してある。

（注1）特別な事情とは、「体調不良の家族の面倒を見る必要がある」等、別に優先したい対応がある場合。

#### 4-2 施設利用合意書のない指定避難所での開き

**災害種 ケース 職員の開きのありの方**  
 突発性災害 その施設に避難した職員 原則、対象住民が主体となって運営委員会を設置し、開院・開設から閉鎖まで運営を担当することがなるが、そこに避難した職員は、特別な事情（注1）がない限り、配置された職員が運営する本部班に從属し、一段、市の災害対策（警戒）本部との緊密な連絡役を担う。

**その施設に配置された職員** 災害対策（警戒）本部から、配置の指示の時に出された「配置の目的」に従った業務を遂行する。

**警告性災害** その施設に避難した職員 他の職員が配置されて開院・開設を行っているので、特別な事情（台風・大雨等）（注1）がない限り、配置された職員を手伝う。

**その施設に配置された職員** 「未合意施設の利用マニュアル」とその施設の見取図、平面図を併用した開院を行ふ。

（注1）特別な事情とは、「体調不良の家族の面倒を見る必要がある」等、別に優先したい対応がある場合。

#### 後章 運営で使用する指定用紙（様式）類

避難所運営では、次のよつてな様式を使い記録・報告・申請を行います。

- ① 避難者名簿
- ② 食料依頼票
- ③ 物資依頼票

避難者名簿	
避難者名	性別
年齢	年齢
運営委員会登録番号	
連絡先	
備考	

食料依頼票	
品目	数量
備考	

物資依頼票	
品目	数量
備考	

避難者名簿	
避難者名	性別
年齢	年齢
運営委員会登録番号	
連絡先	
備考	

食料依頼票	
品目	数量
備考	

物資依頼票	
品目	数量
備考	

避難者名簿	
避難者名	性別
年齢	年齢
運営委員会登録番号	
連絡先	
備考	

食料依頼票	
品目	数量
備考	

物資依頼票	
品目	数量
備考	

避難者名簿	
避難者名	性別
年齢	年齢
運営委員会登録番号	
連絡先	
備考	

食料依頼票	
品目	数量
備考	

物資依頼票	
品目	数量
備考	

**⑤ 地区別状況調査票**

（注1）特別な事情とは、台風、大雨等によるもの。

（注2）未合意施設の利用マニュアル。

**⑥ 未合意施設の利用マニュアル**

- ① 避難者名簿：最初の避難者受付名簿です。
- ② 食料依頼票：災害対策本部への食料の要請で使います。
- ③ 物資依頼票：災害対策本部への物資の要請で使います。
- ④ 指定避難所記録簿：避難所の日々の記録に使います。
- ⑤ 地区別状況調査票：地区ごとの状況把握に使います。
- ⑥ 「未合意施設の利用マニュアル」：施設利用合意書のない指定避難所の開設手引書。見取図と平面図がセットです。
- ⑦ 災害V支援要請カード：避難所で災害ボランティアセンターに出します。

**情報は、頻繁に収集・伝達・記録しましょう。**  
 各用紙は、指定避難所の備蓄倉庫内にあります。

別紙様式 1 避難者名簿

避難者名簿				
避難所名 ) No.				
避難者グループ名				

① 世帯代表者氏名		住所		
入所年月日	年 月 日	電話	携帯電話	
フリガナ 氏 姓	男 女	要援 護者 別	メモ欄	い み
所属自治会地区名				
家屋の 被害状況	全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・力ス停止・電話不通			
② 家族	男 女	男 女	親族等 連絡先	
	男 女	男 女		
	男 女	男 女	支援区分 □避難所への入所を希望 □在宅のまま避難所サービスの利用を希望	
※ここに避難した人だけを記入してください				
ご家族に、入れ歯や眼鏡等の不備、病気等の特別な配慮を必要とする方がいる等、注意点があるたらお書きください				
特技や資格をお持ちの方がいらっしゃいましたら、氏名と特技・資格の内容をお書きください				
③ 氏名	他からの問い合わせがあったとき 住所、氏名を公表してもよいですか？	よい よくない	登録日 (入所日)	※
④ 転出先	退所年月日 住所 (氏名) 電話	月 日	登録解除日 (退所日)	※

この名簿は入所時に世帯代表の方が書いて被災者管理班の名簿に提出してください

※印の箇所は、名簿系が記入しますので避難者の方は記入しないでください

入所にあたり、この名簿を記入し提出することによって避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります

内容に変更がある場合は、速やかに名簿系に申し出修正してください

他からの問い合わせに対し、住所と氏名を公表してもよいか、必ずお書きください

名簿の内容を公表することによって、親族等の方々に安否を知らせる等の効果がありますが、プライバシーの問題がありますので、公表の可否についてご家族で判断してください

別紙様式 3 食料依頼票

避難所 → 災害対策本部	
--------------	--

## 食 料 依 頼 票

No.

避 難 所 所	避 難 者 用	避 難 者 用	避 難 者 用	食 食 食 食
避 難 所 所	発注依頼者(役職名)	FAX TEL	在宅被災者用	食 計
避 難 所 所	その他の依頼内容		食	柔らかい食事
災 害 対 策 本 部	受信者名	本部食料担当	本票受取者名	
災 害 対 策 本 部	[処理結果]	食 計	食 計	食 柔らかい食事 食
災 害 対 策 本 部	配送業者	TEL	TEL	TEL
	到着確認時間	月 日	午前・午後	時 分

・本部班は、FAXで依頼を行うことを原則とする

・FAXでの依頼を行うことができない場合は、直接、本部へ届け必ず控えを残す

・避難所の市担当者は、受領時にその旨を災害対策本部へ連絡する

・避難者用の中には、市担当者、施設管理者の人数も含めるものとする

## 別紙様式 4 物資依頼票

## 物 資 依 頼 票

[避難所→災対本部→業者→災対本部]

発信日時 月 日 時 分	発注先業者名 FAX TEL			発注先業者名 FAX TEL	記録 内容 • 記録者
	避難所名	票No.	票枚数(枚)		
避難所住所			受付日時 AM・PM	月 日( ) 時 分	
発注依頼者 (役職名)	FAX TEL		本部受信者名 FAX TEL		
		②	単位 [ケース]	備考	個口
①	商品 コード	品 名	サイズ など	数量	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
1					
0					
				個口合計	

・1行につき1品、サイズ毎に記入し、数量はキリのよい数で注文  
 •性別などの識別は、「サイズなど」欄に記入してください  
 •食料物資班の人はこの伝票に記入し、市担当者に配達・注文を要請  
 •総務班は、原則としてFAXで依頼を行ってください。FAXが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。食料物資班は、受領時に「物資管理簿」に記入してください

垂崎市避難所運営マニュアル  
別紙様式 5 指定避難所記録簿

## 指定避難所記録簿

指定避難所名	記録 内容 • 記録者

## 別紙様式6 地区別状況調査票

年 月 日 時現在

指定避難所名

避難地区名

地区別状況調査票

記録者名

地区の責任者またはその代理人は、毎日、避難所内にいる状況を報告してください。

記録番号

状況調査項目

項目番号

総避難者数

1 内、要配慮者数

2 内、要配慮者数

人

3 内、ケガ人数

3 内、ケガ人数

人

4 内、乳幼児数

4 内、乳幼児数

人

5 内、病人数

5 内、病人数

人

6 飲料水充足度

6 飲料水充足度

1・充足

7 食料充足度

7 食料充足度

1・充足

8 寒さ状況

8 寒さ状況

1・厳しい

9 暑さ状況

9 暑さ状況

1・厳しい

10 睡眠

10 睡眠

1・不眠

11 疲労

11 疲労

1・蓄積

12 ベット数

12 ベット数

人

人

匹

匹

特記事項

B  
姫崎市災害ボランティア支援要請カード

要請者空（2枚複写）

「災害ボランティアセンター」は、大規模災害等が発生した数日後、被災地外からの人的支援を受けるために設置されます。センターは、過剰な支援による混乱やトラブルを避ける目的もあります。  
姫崎市でも、避難生活や復旧・復興等で入手支援は必要となった場合、下記様式でセンターに要請します。電話連絡も可能です。

連絡先は 0000-00-0000又は 1111-11-1111  
 「姫崎市災害ボランティアセンター」設置予定場所は、×××××××××××××××××

×  
 × です。  
 なお、本要請に対して災害ボランティアセンターでは、事前に支援を申し出している団体等と連絡をとり、災害ボランティアセンター経由で要請地に入ることになります。  
 本事業は2枚複写で、要請者は受付後に控を受け取り、災害ボランティアの支援を待ちます。

以下の太枠内を記入し、センターに要請してください。

支援要請者	要請日時	年	月	日	曜日	時	分	自治会・防災組織	3 指定避難場所
要請者区分	1 指定避難所	2						5 個人	6 その他（ ）
要請者名前	要請者氏名							電話番号	携帯電話番号
場所等	その他の連絡方法								
要請内容	主な支援活動の場所							要請事項（どんなことを）	片付け・人の世話・避難所支援・物資管理・その他（ ）
	要請期間（いつから、いつまで）	月	日～	月	日まで	日間			
(備考)	要請人数（何人ぐらい）								人程度
(備考)	ボランティアの居場所							準備あり・準備なし・一部（ ）	人分準備あり（ ）
	ボランティアの宿泊場所							準備あり・準備なし・一部（ ）	人分準備あり（ ）
	ボランティアの食事							準備あり・準備なし・一部（ ）	人分準備あり（ ）
V・C記入欄	作業に関する資機材								
	受付者氏名								
	受付日時	年	月	日	曜日	午前・午後	時	分	
	要請受付番号								

## 別紙様式8 未合意施設の利用マニュアル（例）

## 未合意施設の利用マニュアル

本マニュアルは、「施設利用合意書が必要な施設であるが、まだ施設管理者側と対象住民側で、緊急時の利用について一度も協議されていない」指定期間に於いて、  
 • 緊急時の施設利用に関し、市の調査に応じた暫定的な施設利用法、または  
 • ミニ訓練を通じて改定された暫定的な利用法が明記されたものです。

## 【資料基本情報】

施設名	
住所	
電話番号	
資料作成時の 施設管理代表者名	携帯電話番号
資料作成時の 教育課長名	携帯電話番号
資料作成時の 教育地区数	
対象地区名	【記入例】○○地区 ●●●（000-0000-0000）
地区代表者名・連絡先	
ミニ訓練の実施日 情報 本マニュアルの作成日	令和 年 月 日 (曜日)
対象地区代表者への説明日	令和 年 月 日 (曜日)
対象地区代表者への説明日	令和 年 月 日 (曜日)
備考	

## 【暫定的な施設利用可能箇所】

下記表内の施設・設備は施設利用合意書が作成される前に緊急事態となつた場合、暫定利用として施設管理者が許可したもので、別途、施設の見取図と平面図を併用して開録・開設します。

① 使用可能な施設名	留意事項	暫定開設 2次利用	
		○	○
正門	■	○	
屋内体育館	■	○	
本館	■ (注1)		
エントランス、廊下			
一般教室			
グランド		○	
屋外トイレス		○	
駐車場	(注2)		
	本部を設置する個室	○	
備蓄倉庫	■		
エントランス、廊下	(注3)	○	○
一般教室			
階上			

- (注1) セキュリティ対応に関しては、予め施設管理側から習得しておきます。
- (注2) 駐車場は、別途見取図内に明記します。
- (注3) 階上の2次利用は、暫定開設でスペース不足や1階浸水等の事態での利用となります。

※ 本マニュアルは、ミニ訓練の検証で見直されます。

## 避難情報予告・判断マニュアル

- 1 警戒すべき区間・箇所一覧  
○水防計画（ハザードマップ）による。
- 2 避難を要する区域一覧
  - (1) 重要な情報については、情報を発表した気象台・河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
  - (2) 「避難を要する区域」は、過去の被害の実績や被害想定等を踏まえて特定したもので、水害は自然現象であるため不測の事態も想定される。事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断すること。
- 3 避難施設  
○地域防災計画及び水防計画（ハザードマップ）による。
- 4 避難情報発令
  - (1) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することも十分考えられることから、関係機関との情報交換を密に行い、河川の上流部の状況や、暴風雨域の接近の状況、近隣での災害発生状況等、広域的な状況把握に努めること。
  - (2) 堤防の異常等、巡回等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の区域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難等）、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
  - (3) 特別警報が発表された場合は、重大な災害の発生が切迫しており、住民は直ちに命を守る行動をとる必要があることから、避難情報が発令されていない場合は、速やかに緊急安全確保を行うこと。ただし、避難のための外出を行うことにより、かえって危険があぶがれがあるので、場合は、屋内での退避等の安全確保措置について指示を行うこと。
  - (4) 適切な避難実施のため、大雨、洪水等の警報や土砂災害警報等の各種情報を駆使し、早期に高齢者等避難を発令するとともに、時機を失すことなく的確に避難指示及び緊急安全確保の発令を行うこと。

令和4年3月

韋崎市

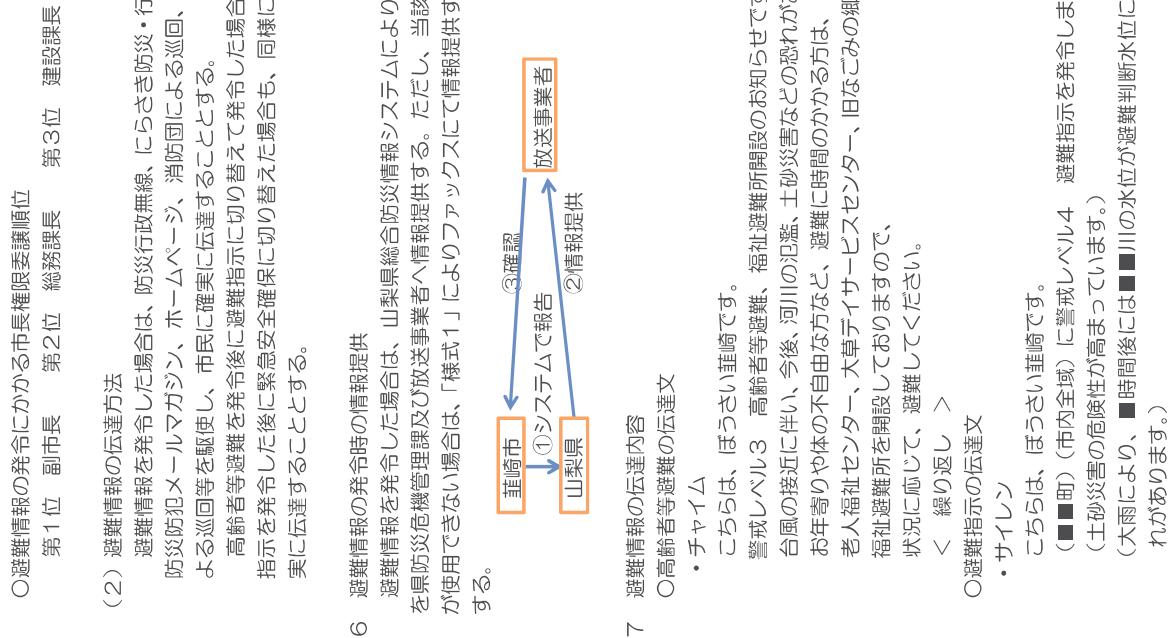
## ○土砂災害

区分	現地による基準	気象情報等による基準		土砂災害警戒情報等による 基準
		前日までの連続降雨量が40～100mm以上の場合	前日までの降雨がない場合	
高齢者等避難予告				
<b>[警戒レベル3] 高齢者等避難</b>	湧き水、地下水に燐りなどがありなどがありつつだったとき	当日雨量が50mmを超えたとき	当日雨量が80mmを超えたとき	1:大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「土砂災害」が「警戒（赤）」になっているとき 2:通行規制等により、避難が必要となることが想定されるとき 3:発令が必要となるようないい強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過するところ
<b>避難指示予告</b>	溪流附近の斜面崩壊などがありつつだったとき	当日雨量が30mmを超えたとき	当日雨量が80mmを超えたとき	1:土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき 2:土砂災害」（警戒レベル4相当情報）で、「土砂災害（うす紫）」が発表されたとき 3:発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過するところ 4:発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き困難となる暴雨を伴い接近・通過するところ

## ○洪水

河川名	【警戒レベル3】		【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
	高齢者等避難	避難指示	避難指示	緊急安全確保
<b>釜無川</b>	1:指定河川洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.00mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 2:指定河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になつた場合 3:船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）で「超過したとき」 4:堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれがあるとき	1:指定河川洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.20mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 2:国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になつた場合 3:船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）で「超過したとき」 4:堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき 5:発令が必要となるようないい強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過するとき 6:発令が必要となるようないい強い降雨を伴う台風等が、立退き困難が困難となる暴雨を伴い接近・通過するとき	1:堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき 2:国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になつた場合 3:堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき 4:堤防が必要となるようないい強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過するとき 5:発令が必要となるようないい強い降雨を伴う台風等が、立退き困難が困難となる暴雨を伴い接近・通過するとき	1:堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき 2:国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になつた場合 3:堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき 4:堤防が必要となるようないい強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過するとき 5:発令が必要となるようないい強い降雨を伴う台風等が、立退き困難が困難となる暴雨を伴い接近・通過するとき
<b>塙川</b>	済み	済み	済み	—

〈参考〉				
河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫判断水位 (高齢者等避難) 氾濫危険水位 (避難指⽰)
釜川	船山橋右岸 甲府市河川園道事務所 05-252-8885	1.50m	2.00m	2.20m
無川	八日山橋右岸 中津港調査事務所岐北支所 0551-23-3066	1.10m	1.70m	2.30m
塙川	笛吹市上橋古岸 中津港調査事務所岐北支所 0551-23-3066	1.60m	2.00m	2.80m
	岩根橋 中津港調査事務所岐北支所 0551-23-3066	0.80m	1.70m	2.10m
				2.50m



- 5 避難情報の伝達方法
- (1) 避難情報の発令者について
- 避難情報の発令については、発令者である市長が、判断が必要な時期に不在又は連絡が取れない事態となることを予想されることから、次の順位に従い、上位の発令者が不在又は連絡が取れない場合には、その次の順位の者が発令を行う。

身の危険を感じる方は、避難してください。  
避難所は、(市内各小中学校) (■■■■) です。  
なお、外が危険と判断する場合は、  
屋内の高いところや、斜面から離れたところへ避難してください。  
＜繰り返し＞

○解除情報の伝達文

- ・チャイム  
\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分に、発表した\_\_\_\_\_は解除されました。

○緊急安全確保の伝達文

- ・サイレン  
こちらは、ぼうさい警報です。  
(■■■町) (市内全域) に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。  
(大雨特別警報・記録的短時間大雨情報が発令されています。)  
(■■■川の水位が避難判断水位に達しました。)  
(土砂災害の危険性が非常に高まっています。)  
避難所は、(市内各小中学校) (■■■■) です。  
直ちに、安全を確保してください。  
避難は危険です。  
今いる建物の中の安全な場所に移動してください。  
＜繰り返し＞

8 避難情報の解除

次に掲げる場合に該当し、かつ、水害による住民の生命に危険が無くなつたと判断される場合には、避難情報を解除するとともに、解除した旨の情報を作成する方法により伝達する。

＜解除基準＞

- ①甲府地方気象台が大雨（浸水害）・洪水等の警報を解除した場合
- ②洪水予報河川の場合には、甲府地方気象台等が氾濫注意報を解除した場合
- ③避難基準水位を定めた河川の水位が避難基準水位以下に下がり、今後上昇する恐れのない場合
- ④浸水が発生している場合は、水が引くとともに、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合

- ＜伝達方法＞
- ①防災行政無線 ②にらさき防災・行政ナビ ③防災防犯メールマガジン
  - ④twitter ⑤ホームページによる周知 ⑥消防団による巡回
  - ⑦広報車による巡回

(様式1)

避難情報

韋崎市

送付日時：\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分

1 避難情報の別

- 高齢者等避難（韋崎市地域防災計画）
  - 避難指示（災害対策基本法第60条）
  - 緊急安全確保（災害対策基本法第60条）
- 2 命令日時 \_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分  
3 解除日時 \_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分  
4 対象地域 \_\_\_\_\_
- （およその世帯数 \_\_\_\_\_）
- 5 指定避難場所 \_\_\_\_\_
- 6 避難すべき理由
- 大雨による河川の氾濫の危険があるため  
(河川名 \_\_\_\_\_)
  - 大雨による土砂災害の危険があるため
  - 地震による土砂災害の危険があるため
  - 地震による家屋崩壊の危険があるため
  - その他（ \_\_\_\_\_）

市	発信者所属・氏名	総務課
町	電話	0551-222-1111 (代表)
村	FAX	0551-23-0249 (1階)
県	確認者氏名	

<FAX番号>

山梨県防災危機管理課 055-223-1429  
NHK 甲府放送局 055-255-2126  
山梨放送 055-251-3271 テレビ山梨 055-228-3835  
FM富士 055-228-1128 FMハケ岳 0551-36-6701

令和7年3月

## — 目 次 —

### 1 はじめに

- 本市では、韭崎市地域防災計画に基づき、「自助」・「共助」を基本とした市民による家庭内備蓄を推進してきたが、令和6年1月に発生した熊谷半島地震や同年8月の南海トラフの巨大地震（巨大地震注意）の経験を踏まえ、市民には平時からの更なる備蓄の呼びかけ、避難所においては、国や県のッシュ型支援が届くまでの間における公的備蓄品の強化を図る必要がある。
- 公的備蓄に関する基本的な考え方を整理し、限られた財源の中で効果的な備蓄体制を構築し、発災時ににおけるスマートな避難所運営につなげるため本計画を策定する。

### 3. 公的備蓄品目と目標

#### 2 備蓄目標計画の基本的な考え方

1. はじめに
2. 備蓄目標計画の基本的な考え方
3. 公的備蓄品目と目標
4. 家庭内の備蓄について
5. 企業・事業所等の備蓄について
6. 流通備蓄について
7. 救護物資について
8. 備蓄場所について

##### (1) 備蓄目標計画の位置づけ

「韭崎市地域防災計画」では、平時から市と住民が一体となって減災力の強いまちづくりを推進している。本計画においても同様の認識に立ち、自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本であり、平常時から災害に備え、各家庭において最低3日間分、可能な限り1週間分以上を目標として食料、飲料水、生活必要品等の備蓄を行ふ必要がある。

しかし、震災時には、家屋の倒壊、喪失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想されるため、自助・共助を基本としながらも、市としても食料、生活必要品及び災害応急対策に必要な資機材等を備蓄する必要があり、これを計画的に推進するため、本計画を策定する。

なお、本計画は「韭崎市地域防災計画」に基づき策定するもので、韭崎市地域防災計画の下位計画として位置付ける。今後、5年ごとに見直しの検討を行うこととし、新たな課題や強化していくべき課題が生じた場合には、その都度検討を加え、必要に応じ計画の修正を行うこととする。

##### (2) 公的備蓄の基本的な考え方

市が備蓄する品目については、平時からの各家庭から持ち込まれる備蓄物資を考慮し、緊急性があり、自宅の全壊や焼失等により避難所で生活することとなつた市民にとって、地域防災計画で想定している災害発生及び避難対象者から約3日間、必要不可欠な食料、生活必要品、資機材等を選定する。なお、備蓄品の基準や選定に際しては、「避難所運営ガイドライン」（内閣府令和4年）や「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（内閣府令和6年12月改定）を参考にする。

「韋崎市年齢別人口調」・長寿介護課資料

(3) 被害想定

本計画成の基礎とする被害想定は、本市において大規模な被害発生が想定される「糸魚川一静岡構造線（南部区間）」（市内における最大震度7（夏の12時））とする。

想定地震	建物 被害に よる避 難者数	避難者数				避難所生活数
		1日後	1週間 後	1か月 後	1日後	
糸魚川一 静岡構造 線（南部 区間）	528 (※1)	4,681 (※2)	6,450 (※2)	4,681 (※2)	4,681 (※2)	1,404 (※2)

・上記の表は、山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月公表）に基づく避難者数を示したもの。

(※1) 建物被害（全壊・焼失・半壊）による総避難者数

(※2) 韋崎市地域防災計画に記載

(4) 対象者

(3) の「被害想定」に基づき、公的備蓄として最低限の備蓄を行にあたり、想定する対象者数としては、次のとおりとする。  
本市最大規模となる「糸魚川-静岡構造線（南部区間）地震」を想定し、最大避難者数を対象者の基礎数値とする。なお、避難所毎の内訳を算定するため、指数として「避難率」及び「平均世帯人数」を使用する。

区分	対象者数
全避難者数	6,450人
避難所内生活者	3,225人
避難所外生活者	3,225人

指數	指數
A 避難率	23.15%
B 平均世帯人員	2.2人

※人口及び世帯数は、R6.10.1現在の住民基本台帳人口、世帯数とする。

<算定基礎となる年代等>

年齢区分	人数	対象者※1	割合※2	備考
3歳から79歳	24,470	5,665	87.8%	
1歳、2歳及び80歳以上	3,268	757	11.7%	白粥（アルファ化米）
0歳	120	28	0.4%	ミルク
0歳から3歳	562	131	2.0%	おむつ
40歳以上の要介護認定者 のうち要介護度3以上	582	135	2.1%	おむつ
10歳から55歳女性	6,327	1,464	22.7%	生理用品

※1：24,470人（R6.10.1）に占める最大避難者数（6,450人）の割合

※2：想定避難者数全体 6,450人に占める年齢区分の割合

(5) 避難所

備蓄計画の算定とする避難所は、指定避難所及び指定福祉避難所とする。指定避難所については、令和7年3月末の指定避難所及び令和7年9月から設置される韋崎中央体育館指定避難所に加え、今後、建設が予定されている新韋崎体育館を加えた36施設とする。指定福祉避難所については、令和7年3月末の指定福祉避難所（3か所）のうち、旧なごみの郷を除く老人福祉センター及び大草ティーバイシセンター2施設と、令和7年9月から設置される予定の韋崎市中央体育館福祉避難所を加えた3施設とする。

指定避難所の収容可能者数は、収容施設面積から1人あたり3.5㎡で計算し、避難者数は、地区加入世帯の避難所毎の収み上げを避難世帯数、避難世帯数に平均世帯数2.2人を乗じた数とし、地区未加入世帯は、韋崎中央体育館への避難として算定する。

3 公的備蓄品目及び備蓄目標

災害を想定して市が備蓄する品目は、平時からの各家庭から持ち込まれる備蓄物資を考慮し、緊急性があり、自宅の全壊や焼失等により避難生活を行うこととなった市民を対象に、地域防災計画で想定している災害発生から約3日間、必要不可欠な食料、生活必需品、資機材等を選定する。備蓄品目の対象は、全避難者を対象とするものから、年齢、性別で異なるもの、避難所を単位とするもの複数の考え方があるため、個々の品目の用途や性質によって基準を変えて算定を行う。



## ⑤ ウエットテッシュ 《対象：避難所内避難者・乳幼児・要介護者・女性》

除菌用アルコールタイプと、身体拭き用ノンアルコールタイプの2種類を備蓄する。

A 除菌用アルコールタイプ

【目標】3,225人×3日分=9,675回

B ノンアルコールタイプ ※1袋30枚入を想定

【目標】乳幼児おしりふき用 131人×3日= 393個

【目標】要介護者等清拭用 135人×3日= 405個

【目標】女性デリケート用 1,464人×3日=4,392回

⑥ トイレットペーパー 《対象：全避難者》 保存期限：10年

1人1日当たり8mとして3日分備蓄する。1ロール当たり120m (15人) 基準

【目標】6,450 人×8m×3 日÷120m=1,290 ロール

⑦ ごみ箱 《対象：避難所》

可燃、不燃用、感染用の3種類とし、可燃、不燃は避難者50人に1個、感染者用は避

難所1個とする。

【目標】可燃・不燃用・感染用 217個

### (3) 災害用トイレ

断水等により避難所施設内のトイレが使用できなくなった場合を想定し、災害のフェースに応じて複数の種類を用意する。既存避難所に配備済みの汲み取り式トイレ、携帯トイレに加え、ラップ式トイレを配備し、付随する汚物袋等の消耗品を備蓄する。また、簡易トイレ専用の更衣スペースを確保するためトイレ専用のテント等も配備する。

トイレ台数は、発災直後を想定し避難者50人に1台、女性用は男性用の3倍の数量とし、施設用トイレで不足する分について災害用トイレを備蓄する。対象者は広域的な點により自宅内のトイレが使用できなくなることや車中泊者の利用も想定されるところから、全避難者とする。避難者のトイレの回数として、1人5回、3日間分となり、汚物袋や凝固剤の数量の算定基礎とする。災害用トイレは、上下水道が使えないことを想定し、1人1日5回×3日分の使用量を最低確保する。トイレの数量については、避難所収容人数50人に1台とし、女性用は男性用より3倍多い数量のトイレを確保する。

#### ① 携帯トイレ（汚物袋と凝固剤のセット）

小学校・中学校避難所は400回分、その他避難所は200回分を備蓄する。

【目標】5避難所×400回+34避難所×200回=9,200回分

#### ② 簡易トイレ

簡易トイレは、タンボールタイプの簡易トイレ、ラップ式トイレセット（トイレ、バ

ッテリー、テント、凝固剤セット）を備蓄する。

A ダンボールタイプ簡易トイレ

小学校・中学校避難所に400～500回分を備蓄

【目標】7避難所 3,350回分

B ラップ式トイレセット

【目標】39避難所×1+18避難所（共用トイレなし）×2台

+小中2台十新体育館10台=92台

C ラップ式トイレ消耗品

【目標】39避難所 35,100回分

#### ③ 組み立て式トイレ

【目標】小中学校×1基+新体育館×2基=9台

#### ④ マンホールトイレ（便座・テント・パーテーション）

新体育館×8、総合運動場×4、中田体育館×3、穴山体育館×3

【目標】トイレ数=18台所

### (4) 避難所資機材

避難所生活を送るために必要な資機材であり、便途から避難生活で必要なものと、避難所運営常に必要なものがある。避難所毎に面積や収容人数が異なるため、避難所毎に必要性を検討する。避難所用資機材を、大別して、電源、灯具、飲用水資機材、運営用資機材に整理する。

#### ① 発電機

停電に備え室外に設置し、避難生活用の電源として避難所規模で3種類の発電機を用意する。複数の燃料供給を想定し、プロパンガスないしは、ガソリンインバーター式、プロパンガスがある施設はLGP式を備蓄する。

A ガソリンインバーター式 2.4kVA

【目標】小×5・中×2・高×2・福祉避難所×2=11台

B ガソリンインバーター式 1.8kVA

【目標】小中高、公民館以外の避難所=15台

C LPGインバーター式 2.2kVA

【目標】公民館=11台 ※運営中極端市墨の貸与物品を含む

#### ② 蓄電池

蓄電池は避難所運営用、避難者生活用、福祉避難所用の3区分で検討する。②避難所運営用は、新型コロナウイルス対策補助金で購入したLED機能付きの蓄電池を配備

済み。不足分（2台）を購入する。避難者生活用は、最低1台を確保し避難所規模に応じて小中高は2台ずつ、華嶺中央体育館は4台配備する。福祉避難所用は、医療的

ケアが必要な要配慮者が避難することを想定し、各避難所2台を配備する。

#### 《避難所の規模により配備》

蓄電池用は、新型コロナウイルス対策補助金で購入したLED機能付きの蓄電池を配備済み。不足分（2台）を購入する。避難者生活用は、最低1台を確保し避難所規模に応じて小中高は2台ずつ、華嶺中央体育館は4台配備する。福祉避難所用は、医療的

A 避難所運営用（LED照明兼用）

【目標】避難所 39台

B 避難生活者用

【目標】小中高2台+新体育館4台+その他1台=48台

C 福祉避難所用

【目標】福祉避難所×2台×3か所=6台

③ **投光器**

投光器は避難所運営用と避難者生活用の2区分で検討する。避難者生活用は、避難

所生活の安全確保から、現状の台数に1台加えた数量とする。

A 避難所運営用（蓄電池兼用）

【目標】避難所 39台

B 避難所生活用

【目標】避難所 54台

④ **組立式給水タンク（1000L）** 《小中学校6力所・文化ホールアカ所配備》

長期的な豊水に対する備蓄する保存水の供給に限界があり給水車の対応となることが想定されるが、給水タンクに補水を行うことで1台しかしない給水車を効率的に運用することができる。飲用水専用タンクとして利用する。

【目標】 7台

⑤ **カホリン携行缶** 《避難所1台》

【目標】（指定避難所33力所+指定福祉避難所3力所）×1台=39台

⑥ **コードリール** 《避難所2台》

【目標】（指定避難所33力所+指定福祉避難所3力所）×2台=76台

⑦ **懐中電灯** 《避難所3本》

【目標】（指定避難所33力所+指定福祉避難所3力所）×3本=116本

⑧ **救急セット** 《避難所1箱》

【目標】（指定避難所33力所+指定福祉避難所3力所）×1箱=39箱

⑨ **扩声器** 《避難所2台》

【目標】（指定避難所33力所+指定福祉避難所3力所）×2台=76台

⑩ **水槽（300L）** 《小中学校・幼稚中央体育館避難所に各1基》

【目標】10基

**（5）居住用資機材**

避難所居住用スペースは、プライベートを確保するためテントや間仕切りで空間を確保し、居住用資機材として、テント、間仕切りを選定し、避難所内の避難世帯分を備蓄する。緩衝用マットは、間仕切りの床材として利用し、毛布及びクッションアルミシートは、避難所生活者1人あたり1枚配布する。プライベートルームは、授乳スペースや更衣室として利用する。避難所を土足禁止とするためにシースルバーを用意する。

① **屋内テント2人用** 《指定避難所対象地区1地区×2張》

【目標】 2×111地区=222張

② **屋内テント4人用** 《指定避難所対象地区1地区×2張》

【目標】 2×111地区=222張

③ **間仕切り** 《テント以外の避難所内生活世帯》

【目標】 1415世帯-444張=971セット

④ **間仕切り床材（簡易用ダンボール）** 《間仕切り数》

【目標】 971セット×2枚=1,942枚

⑤ **緩衝用マット** 《避難所内生活者》

【目標】 3,225人×1枚=3,225枚

⑥ **ダンボールベッド** 《高齢者数×1/2》

【目標】 1,148人×1/2=574個

⑦ **毛布** 《全避難者×3/4》

【目標】 6,450人×3/4=4,852枚

⑧ **アルミシート** 《全避難者×1/4》

【目標】 6,450人×1/4=1,598枚

⑨ **シユーズカバー** 《避難所内生活者》

【目標】 3,225人×3日=9,675セット ※2枚で1セット

**（6）調理用資機材**

炊出し用の設備として、避難所施設内の調理室の利用を考えらるるが、調理施設がない場合や、調理室使用の合意がない場合は、調理用資機材を備蓄しておくことが必要である。備蓄用の調理用資機材として、炊出し用の五徳・釜、カセットコンロ、カセットボンベ、大鍋、やかんを備蓄する。

五徳や釜、カセットコンロは、ガス設備がない施設に配備する。カセットコンロは、ガス配備ができない間（3日間）を想定して最低セット数を配備する。冬季に水、1・2湯を1日3回沸かす場合の必要量0.4本を基準とし、大鍋、やかんの13、2湯を沸かすために必要な力又は必要量は2、364gをガスボンベ1本の容量で割り込んだ本数に3日分をかけた数を備蓄する。

#### ガス設備のない・調理室の利用ができない避難所施設

【県施設】  
圭崎高校、圭崎工業高校、みだい!体育センター

【室内運動場】

中田屋内運動場、円野屋内運動場、神山屋内運動場、旭屋内運動場、竜岡屋内運動場

【児童センター】

圭崎児童センター、北東児童センター、北西児童センター、吉利児童センター

【その他】

勤労青年センター、東京エレクトロン圭崎文化ホール、ゆーばる圭崎、エコノパーク竜岡、中央体育馆（指定避難所スペース・福祉避難所スペース）、老人福祉センター、大草ダイサービスセンター

#### 4 家庭内の備蓄について

家庭内の備蓄については、最低3日分、可能な限り1週間分を目標として推進することとするが、災害用の飲料水や食料品等を購入せずとも、普段から購入しているペットボトル飲料水や食料品、生活必要品等をうまく活用することにより、経済的な負担を抑えつつ備蓄することができる。

また、家屋被害にあった場合においても、物置や車の中、駐車場等、家屋外に備蓄品を置くことで、持ち出すことができること、具体的な備蓄や保管方法等について啓発する必要がある。

このため、市は家庭内備蓄の充実に向け、にらさき防災・行政ナビ（防災アプリ）、広報誌、SNS、自主防災組織の活動等を通じ、広報や啓発に努め、各家庭や地域における備蓄を促進する。

なお、地区の備蓄については、「市民編第2章第3節第7その他他の備蓄」を参考とする。

#### ① 五箇・釜 《ガス設備のない避難所》

【目標】 20施設×2台=40台

#### ② カセットコシロ 《ガス設備のない避難所》

【目標】 20施設×2台=40台

#### ③ カセットボンバ 《冬季に13、2階の水を沸かすのに必要なガスボンバ数》

【目標】 1日10本×3日×20避難所=600本

#### ④ 大鍋（4.5L）《ガス設備のない避難所100人1台》

【目標】 31個

#### ⑤ やかん（8.7L）《ガス設備のない避難所100人1台》

【目標】 31個

#### ⑥ 紙コップ・紙皿 《全避難者》

【目標】 6,450人×3日= セット

#### ⑦ 割箸 《全避難者》

【目標】 6,450人×2日=12,910膳

#### ⑧ スプーン 《全避難者》

【目標】 6,450人×1日= 6,450本

#### ⑨ サランラップ 《全避難者・避難所単位》

【目標】 6,450人×3日×0.3m= 17,415m

≒194本（避難所単位）

#### 5 企業・事業所等の備蓄について

企業・事業所等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止などに取り組み、従業員や来訪者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができますよう、資機材を備蓄し、防災訓練を実施する必要がある。また、震災時における従業員との連絡方法を定め、3日以上の備蓄等を推進し、地震が発生した場合には、住民と協力し、周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

#### 6 流通備蓄について

本市では、企業等とあらかじめ協定等を締結し、災害発生時に、必要な物資を調達する仕組みを整備している。今後も災害時に備え、広域災害発生時にも対応しやすいと思われる企業を中心して流通在庫備蓄の体制を強化していく。

また、市の備蓄を補完する物資として、流通在庫備蓄の確保を図るために、これまで締結している協定内容を検証し、実効性のある流通在庫備蓄に努めるとともに、円滑な供給体制の確保に努める。

#### 7 救護物資について

救援物資の受入体制について、国や県、近隣の各市町村等と連携・協力しながら、体制の強化に努めていく。地域防災拠点として整備する圭崎中央体育馆内外を物資集積

## 備蓄目標

項目	備蓄品目	対象	基準	現状	備蓄目標	目標年数
1	マツドーム	全避難者	6450人	9箇所35箇所分	19,355人	7,050人 △12,345人
2	マツドーム・ドーム	全避難者	6450人	9箇所35箇所分	25,800人	3,672人 △22,128人
3	保育園	全避難者	6450人	9箇所35箇所分	12,900人	6,220人 △6,680人
4	自衛隊	1機・80席以上	757人	3飛行	2,271架	1,000架 △1271架
5	液体三輪車(200ml)	O液体	28人	1日6本×3日分	672本	0本 △672本
6	加湿器	液体3mlの本数	504本	1本あたり1回	672回	0回 △672回
7	大人用救急セット	O液体～3歳児	92人	1日6本×3日分	1,650枚	0枚 △1,650枚
8	介護用具0.15L	要介護3以上の避難者	135人	1日6本×3日分	2,430枚	0枚 △2,430枚
9	生活用品 勝手水栓	10歳～55歳女性	1,465人	1日6本×3日	26,370枚	4,81枚 △24,890枚
10	生活用品 勝手水栓(乾燥用)	10歳～55歳女性	1,465人	1日8枚×3日	8,790枚	481枚 △8,3864枚
11	生活用品 勝手水栓	10歳～55歳女性	1,465人	1日2枚×3日	3,516枚	1,296枚 △3,3864枚
12	マスク	10歳～55歳女性	1,465人	1日8枚×3日	1,465枚	481枚 △1,085枚
13	マスク	10歳～55歳女性	1,465人	1日1枚	1,465枚	481枚 △1,085枚
14	マスク	避難所防災用	3225人	1日X3回	9,675枚	0枚 △9,675枚
15	マスク	O液体～3歳児	131人	1日1回×3回(毎日3回)	393枚	0枚 △393枚
※1個人個人で使う	※1個人個人で使う	要介護3以上の避難者	135人	1日1回×3回(毎日3回)	393枚	0枚 △393枚
16	マスク	10歳～55歳女性	1,464人	1日1回×3回(毎日3回)	4,050枚	0枚 △4,050枚
17	マスク	全避難者	6,450人	1日1回×3回(毎日3回)	4,050枚	0枚 △4,050枚
18	医療用マスク	3,225人	1日3枚×3回	2,925枚	0枚 △2,925枚	
19	医療用マスク(医療機関専用)	303人	1日3枚×400回+34箇所×200回	8,800枚	240枚 △6,400枚	
20	医療用マスク	303人	1日3枚×400回+34箇所×200回	8,800枚	240枚 △6,400枚	
21	医療用マスク	7,000人	1日1回×10回	3,350枚	0回 △3,350枚	
22	医療用マスク	39人	1日中実施回数×2+1回2	92台	38台 △54台	
23	自衛隊マスク	35,100回	1,900回	△3,3200回	△3,3200回 R16	
24	器具マスク	92台	20回	△72回	△72回 R16	
25	脱脂拭巾	8枚	小中学校×1年+中央体育館×2年	9枚	9枚 0枚	

場所として受け入れを行う。救援物資の輸送や在庫管理等の業務を行ったために物流計画の専門家や物流業務に精通した民間事業者の知識やノウハウ、また、施設等を活用することが必要であることから、物流企業と連携し、効率的な物流システムの構築に努める。

さらに、避難所等からの物資需要を的確に把握し、円滑な物資提供ができるよう、的確な物資需要の情報収集体制の構築に努める。

## 8 備蓄場所について

本市では、市役所と市民交流センターに防災備蓄倉庫を、指定避難所である小学校5校、中学校2校の計7校に加え、公民館、高校、児童センター、屋外運動場ほか28か所に備蓄倉庫が設置されており、令和7年度には挂川中央体育館に防災備蓄倉庫が設置される予定である。備蓄物品の数量や品目の増加に対して、備蓄場所を確保する必要が生じた際は、未利用の公共施設や民間施設で活用が可能な場所も含め選定に努める。

項目	備置品目	対象	基準	現状	目標値	目標年次
26. 充電器 (AC12V/24VA)	避難所	11 人所	小学校×5・中学校×2・高校×2	11 台	0 台	△11 台 R7
27. 充電器 (AC12V/24VA)	避難所	15 人所	小中学校以外の避難所	15 台	7 台	△8 台 R7
28. 充電器 (LG-EU22VA)	避難所	11 人所	小中学校・公民館以外の避難所	11 台	9 台	△2 台 R7
29. 充電器・蓄電池 (2400Wh)	避難所	39 人所	LED照明器具5ヶ所	38 台	36 台	△2 台 R7
30. 蓄電池 (2400Wh)	避難所	3 人所	蓄電池×2台・床材×3台所	6 台	0 台	△6 台 R7
31. 蓄電池 (2400Wh)	避難所	3 人所	蓄電池×2台×3台所	6 台	0 台	△48 台 R7
32. 投光器	避難所	39 人所	避難所2~4台	92 台	54 台	△38 台 R7
33. 電気式カブ (1000L)	避難所	7 人所	小中学校6カ所、文化小ホール	7 台	0 台	△7 台 R7
34. ドライバーセット (20L)	避難所	39 人所	家庭用品・指定避難所各1台	39 台	25 台	△14 台 R7
35. ハサミ (1本)	避難所	39 人所	家庭用品・指定避難所各2台	76 台	51 台	△25 台 R7
36. 携帯充電器	避難所	39 人所	家庭用品・指定避難所各3台	116 本	85 本	△31 本 R7
37. 救急包 (4人用)	避難所	39 人所	地区×2台×2台	222 本	32 本	△190 本 R7
40. 救急包 (2人用)	避難所	39 人所	小中学校7カ所×1台・中央本部3台	10 台	10 台	0 台 R7
41. 救急包 (300L)	避難所	39 人所	地区×2台×1台	10 台	10 台	△66 台 R7
42. ドクターバッグ (4人用)	避難所	39 人所	地区×2台×1台	169 本	18 本	△22 本 R7
43. 調査用スコープ	避難所	39 人所	市立小学校3台	40 台	18 台	△218 台 R7
44. 調査用スコープ	避難所	39 人所	地区×2台×2台 (検討課題用)	971 本	0 本	△954 本 R7
45. 災害用スコープ	避難所	39 人所	調査箇所×1台	988 本	988 本	△954 本 R7
46. 体温計	避難所	6450 人	全避難者	4832 本	2834 本	△218 本 R7
47. 手洗い器	避難所	6450 人	全避難者	1598 本	1598 本	△1598 本 R7
48. おひこ・おひそ	避難所・逃生活動	3225 人	全避難者	9675 本	9675 本	△9675 本 R7
49. 五感・筆	避難所・逃生活動	20 人所	1人所×2回	40 本	7 本	△33 本 R7
50. 力比べ・手口口	避難所・逃生活動	20 人所	1人所×2回	76 本	16 本	△60 本 R7
51. 力比べ・手口口	力比べ機器の貸し出し避難所	20 人所	1人所×3台×2台	660 本	102 本	△558 本 R7
52. 大鏡 (45L)	力比べ機器の貸し出し避難所	20 人所	1人所×3台×1台	31 本	0 本	△31 本 R7
53. 中型W (87L)	力比べ機器の貸し出し避難所	20 人所	1人所×3台×1台	31 本	0 本	△31 本 R7
54. 3×3 (100m)	全避難者	6450 人	0.3m×3m×6450m×3B	194 本	0 本	△194 本 R7
55. 削り刀	全避難者	6450 人	1.01m×1.01m	12910 本	0 本	△12910 本 R7
56. 27-2	全避難者	6450 人	1.01m×1.01m	6450 本	0 本	△6450 本 R7
57. 錆止め・錆止め	全避難者	6450 人	1.11m×1.01m	11450 本	0 本	△11450 本 R7

圭崎市地域防災計画  
令和7年3月 日  
編集発行 印刷  
圭崎市防災会議 市  
圭崎市